

東根市外二市一町共立衛生処理組合特定事業主行動計画の実施状況の公表 (令和6年7月)

東根市外二市一町共立衛生処理組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「東根市外二市一町共立衛生処理組合特定事業主行動計画（後期計画）」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

≪継続就業及び仕事と家庭の両立関係≫

○目標：令和7年度までに、全職員の年次有給休暇の平均取得日数を、令和2年度の実績11.6日から引き上げ、12日以上とする。

【実績】

項 目	参考：令和元年度 (1/1～12/31)	令和2年度 (1/1～12/31)	令和3年度 (1/1～12/31)	令和4年度 (1/1～12/31)	令和5年度 (1/1～12/31)
平均取得日数	11.1日	11.6日	13.2日	12.2日	12.8日

※年次有給休暇を20日以上付与された者に限ります。

※会計年度任用職員及び対象期間中6箇月以上の育児休業（産前産後休業を含む）を取得している職員は含みません。

○目標：令和7年度までに、男性職員の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）の合計5日以上取得率を、令和元年度実績0%から引き上げて50%以上にする。

【実績】

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計5日以上取得率	0%	0%	0%	対象者なし	0%

≪長時間勤務関係≫

○目標：全職員（管理職を除く）の年間平均超過勤務時間を前年度より5%削減し、且つ、超過勤務の上限（月45時間）を超える職員を0人にする。

【実績】

項 目	令和元年度 (目標設定年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全職員（管理職除く）の年間平均超過勤務時間	47.6時間/人	36.8時間/人 <前年比> 22.7%減	35.3時間/人 <前年比> 4.1%減	32.7時間/人 <前年比> 7.4%減	30.3時間/人 <前年比> 7.3%減
超過勤務上限を超える職員数	1人	0人	0人	0人	0人

※超過勤務時間には休日労働時間を含みます。

※会計年度任用職員は含みません。